

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第43号)

警戒情報

配信日 平成24年2月23日

### 「2本1000円」のはずが・・・ ～移動販売での物干し竿で高額請求～

#### 〈事例〉

Aさんは、家の近所を「2本1000円」と言ってトラックで回っている竿竹屋を呼び止め3メートルの物干し竿を2本注文しました。ところが、料金表を見せられ「2本で70000円」と請求されたため高いと言うと、ステンレスだからと説明されました。断りたかったのですが、すでに竿を切って長さを調節していたので断り切れず、支払ってしまいました。領収書を受取っていないのに気付き追いかけてきましたが間に合わず、業者名や車のナンバーもわかりません。(70歳代 男性)

#### 【センターからの助言】

トラックに物干し竿を陳列し、外見上何を販売しているか明確な場合は訪問販売にはなりません。しかし、今回のように当初の注文品と違うものを販売されたようなときは、訪問販売と判断され、契約書面を受取った日を含めて8日間以内であればクーリング・オフができる場合があります。

#### ★ワンポイントアドバイス

- 1 移動販売業者に声を掛けるのは慎重に！
- 2 購入前に価格を十分確認し、不要な場合ははっきり断る。
- 3 領収書や契約書を受取り、その場で連絡先を確認する。  
(連絡先がわかればセンターで対処できる可能性があります)

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)